破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３００号
（開始決定時の住所）北海道上川郡剣淵町西原町266番地
破産者　阿部　　智
1　破産債権の届出期間　平成28年７月７日まで
2　一般調査期日　平成28年９月29日午後２時
平成28年６月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０４号
埼玉県吉川市道庭１丁目７番地６、住民票上の住所埼玉県吉川市道庭２丁目７番地３
破産者　和井田　操
1　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月９日午前10時15分
平成28年６月３日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９８号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目11番11―２号
破産者　西野斗志夫
1　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
2　一般調査期日　平成28年８月22日午後１時30分
平成28年６月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８４４号
大阪府大阪市東住吉区矢田１丁目９―18（山田奈津子方）、開始決定時大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目５番23号
破産者　武田　純一
1　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午後２時
平成28年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２号
滋賀県甲賀市水口町山3919番地119
破産者　大山　博仁
1　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月７日午前11時
平成28年６月３日　　大津地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期日

平成２７年（フ）第２７６号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番20―202号、従前の住所神戸市垂水区神陵台７丁目１番３号
破産者　青野　好志
特別調査期日　平成28年６月28日午後１時20分
平成28年６月３日
神戸地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２７年（フ）第４１１号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町１丁目26番地２（各務原パークホームズ　202号）、前住所岐阜県各務原市蘇原清住町１丁目107番地
破産者　セイウン産業こと　後藤　英毅
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第７号
秋田県湯沢市桑崎字都町38番地
清算株式会社　木村商事株式会社
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（ヒ）第２０３０号
東京都千代田区有楽町１丁目５番１号
清算株式会社　柏魚類株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３００４号
大阪市中央区玉造１丁目11番２号ＴＭ１ビル
清算株式会社　ＯＣＴ管理株式会社
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１号
滋賀県守山市荒見町132番地の１
清算株式会社　株式会社テルス
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成28年３月８日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
(1)　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
(2)　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
(1)　本協定認可決定確定後１か月以内に、金8,071,181円を一般債権の債権額により按分して弁済する。
(2)　一般債権については、弁済時に一般債権の債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
3　関連会社債権の弁済及び免除
(1)　関連会社債権とは、協定債権者のうち中西喜代子、中西由子、中西壮一郎、寺田千加代が有するものをいう。
(2)　関連会社債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
大津地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第５号
北海道江別市工栄町８番地６
再生債務者　株式会社全栄
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
(1)　監督委員が選任されている。
(2)　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成28年６月１日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第５９号
さいたま市桜区田島４丁目26番17―303号
再生債務者　水澤　　剛
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月８日から平成28年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第８号
千葉県木更津市東太田４―13―18
再生債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月８日から平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第７号
青森県八戸市南郷大字中野字下平61番地10
再生債務者　内澤　幸夫
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月４日から平成28年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２８年（再イ）第６０号
さいたま市北区日進町３丁目244番地６
再生債務者　春口　順二
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月11日から平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２４号
静岡県焼津市小柳津606番地の１
再生債務者　清水　光一
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月６日から平成28年７月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部